

もしものときもあわてずに

自然災害が起きたあとは、家屋修理に関する消費者トラブルにご注意ください

《過去の相談事例》



消費者庁イラスト集より

- ・ 訪問してきた事業者屋根の修理を頼んだが、後から見積もりを見た家族から「高すぎる。工事する前に解約した方がいい。」と言われた。事業者と修理の話が進んでいるが、解約できるのだろうか。
- ・ 大雪で水道管が破裂したため、自分で修繕した。後日、水道局に漏水の減免措置の申請をしたところ、指定業者による修繕でないため減免できないと言われた。高額な水道料金を請求され困っている。

トラブルにあわないために

- 事業者修理を依頼するときは、下記①②を忘れずにしましょう

① 工事内容・費用を事前に確認

② **複数の事業者から見積もりを取り、比較した後に契約**

なお、訪問・電話勧誘の場合、**クーリング・オフによる契約解除**が可能です。

- 家族や周りの人に相談しましょう
- 水道管の修理をするときは、減免措置等に条件がないかお住まいの水道局に事前に確認しましょう

クーリング・オフの期間

契約書面を受け取った日を含めて8日間。ただし、契約書面を渡されていないときや記載内容に不備があるときは、8日間を過ぎていても可能です。

さらに 災害に便乗した悪質商法も発生しますのでご注意ください

寄付金をかたった詐欺



消費者庁イラスト集より

被災者への
義援金を
集めていま
す

災害後の点検による修理トラブル

台風の影
響がない
か無料で
屋根を点
検してく
れた事業
者



消費者庁イラスト集より

保険金
が使える
よ

雨が漏
れりな
らぬよ
うに修
理する
ので心
配が

注意ポイント

- ・ 義援金を募っている団体等の活動状況や用途をよく確認する
- ・ 不審な電話や訪問には応じない！

注意ポイント

- ・ すぐに契約せずに、複数の事業者から見積もりをとり、周りの人に相談する
- ・ 「保険金が見える」と勧誘された場合、契約前に加入先の損害保険会社に相談する

佐賀県消費生活センター

TEL 0952(24)0999

FAX 0952(24)9567

メール shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

土日祝日（年末年始を除く）も受付可
相談無料

消費者ホットライン

TEL 局番なし188(いやや!)

お近くの相談窓口につながります